

前庭管理業務処理要領

北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター前庭管理業務処理について、必要な事項を次のとおり定める。

1. 管理の対象地域

北見市大正353-19

北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター前庭（庭園の植栽他）
（別紙図面のとおり）

2. 委託業務

1 芝生の管理

(1) 芝刈

携帯草刈機 1,488㎡（図面）

3回（6月～9月）

(2) 施肥 1,488㎡（図面）

1回（6月）

芝生の管理については、常に芝生の育成・養成に努めること。

2 樹木の管理

(1) 樹木剪定 1回（5月）

(2) 冬囲い取り付け（ポール取付含む。） 1回（11月）

(3) 冬囲い取り外し（ポール取り外し含む。） 1回（4月）

樹木の枝払い等を行い、育成・養成に努めること。

3 花壇の管理

(1) 除草

除草 3回（6月～9月）

3. その他

以上の業務のほか、常に前庭の状況を把握し、特別な措置が必要な場合は、その状況を速やかに報告して協議する。

※自然状況等により実施時期等の変更が生じる場合があります。

